

住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額

昭和 57 年 1 月 1 日以前に建築した住宅を、令和 6 年 3 月 31 日までに、現行の耐震基準に適合するよう一定の改修工事を行った場合、申告により固定資産税が減額されます。

1 要件

- (1) 昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅であること。
- (2) 現行の耐震基準に適合する耐震改修であること。
- (3) 当該改修工事に要する費用が 50 万円を超えていること。

2 減額範囲

住宅一戸当たり 120 ㎡を上限として、住宅に係る固定資産税額の 2 分の 1 が減額されます。

※バリアフリー改修・省エネ改修との併用はできません。

※長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は 3 分の 2 が減額されます。

3 減額期間

工事が完了した年の翌年度 1 年分。

※当該住宅が通行障害既存耐震不適格建築物であった場合、翌年度からの減額が 2 年間になります。

4 申告期限

耐震改修工事完了後、3 ヶ月以内に市役所まで申告書と必要添付書類を提出してください。

提出先及びお問い合わせ

市民部課税課家屋係 市役所 1 階（7 番窓口）

電話 042-378-2111 内線 162・163

5 必要添付書類

- (1) 耐震改修に要した費用を証明するもの
- (2) 増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書
(建築指導事務所、建築士、登録住宅性能評価機関又は指定確認検査機関、瑕疵担保責任保険法人が発行した書類)
- (3) 長期優良住宅認定通知書の写し (長期優良住宅の認定を受けて改修した場合)

6 その他

申告書には、マイナンバー（個人番号又は法人番号）の記載が必要です。また、個人番号を記載した申告書をご提出いただく際には、本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施させていただきます。別添「本人確認措置のお知らせ」をご参照の上、ご協力をお願いいたします。